

1章. 立地適正化計画制度の概要

(1) 立地適正化計画制度創設の背景

全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地において人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、商業等の都市機能の維持が困難になることが懸念されています。さらに、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、防災・減災を主流にした安全・安心なまちづくりが強く求められています。

こうしたなか、高齢者や子育て世代にとって、快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること、災害に強いまちにすることを今後のまちづくりにおける課題と捉え、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方でまちづくりを進めるため、平成26（2014）年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

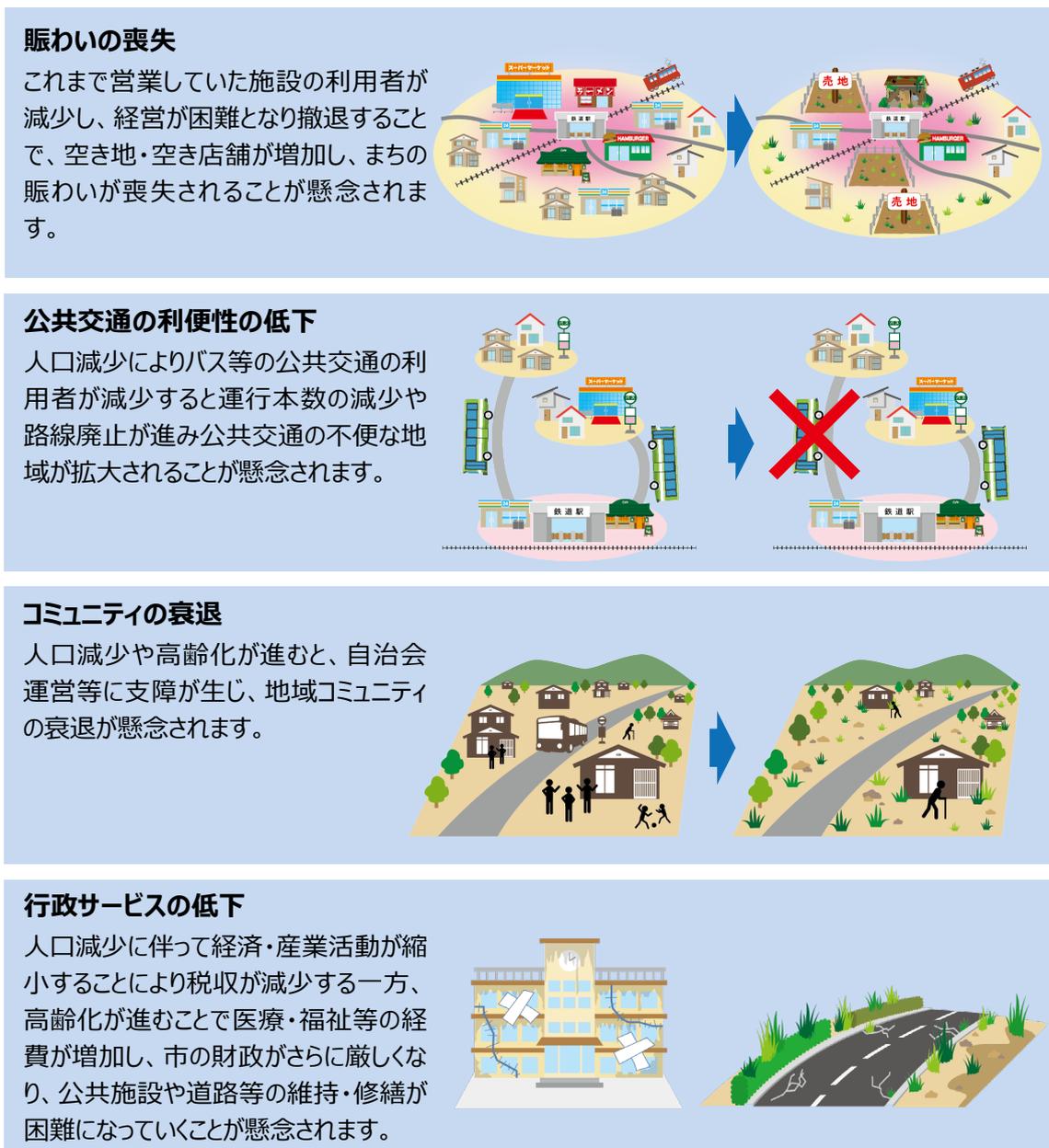


図 1-1 人口減少・少子高齢化が進むことで懸念されること

(2) 制度の概要

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。今までの都市計画の規制を前提に、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、誘導施策や届出制度を通じて、長い時間をかけながら居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進するものです。

表1-1 立地適正化計画の主な記載事項

必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画の区域 ●住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ●居住誘導区域（区域の設定、市が講ずる施策） ●都市機能誘導区域（区域の設定、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設の設定、市が講ずる施策） ●誘導施設の立地を図るための事業等 ●防災指針（都市の防災に関する機能の確保に関する指針、防災指針に基づく取組みの推進に関連して必要な事項）
任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項 ●公共交通等に関する事項

立地適正化に関する基本的な方針

まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像や、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現する上での基本的な方向性を記載

都市機能誘導区域

医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設）

居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域

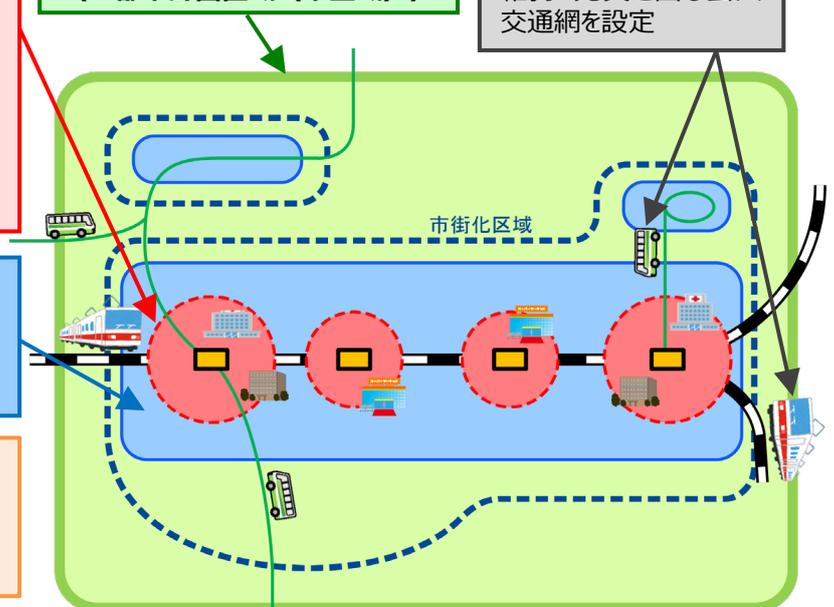
誘導施策

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策や都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策を記載

立地適正化計画の区域 (=都市計画区域(市全域))

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定



【資料：国土交通省資料を参照して作成】

図1-2 立地適正化計画のイメージ

(3) 計画策定の背景

各務原市（以下、「本市」）は、昭和38（1963）年に那加町・稲羽町・鷺沼町・蘇原町が合併し誕生しました。さらに、平成16（2004）年には旧羽島郡川島町との合併により現在の形となりました。こうした過去から現在に至るまでの都市形成過程は、マイホーム、マイカーの時代背景に合わせ市街化区域を拡大しながら定住人口を確保してきました。

一方、将来に目を向けると、本市の人口は、平成22（2010）年（国勢調査）をピークに今後も減少していくことが予測され、これにより人口密度がさらに低下していくと、利用する人が減少することにより商業施設等の身近な都市機能が撤退し、市民の生活利便性の低下を招くことが懸念されます。また、空き家等が増加することで景観の悪化や防災・防犯の面で課題が生じることも予測されます。

さらに、高齢化の進行により、自動車中心の生活を前提として拡大してきた市街地では移動が不便になる市民が増加することが予測され、公共交通の重要性が高まることとなります。

このことから、これまで人口増加に合わせて形成してきた都市構造を、今後の人口減少や高齢化の進行等に対応する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造に転換することが必要であり、こうした都市構造の形成に向けて、居住や都市機能の適切な誘導を図るため、立地適正化計画を策定することとしました。

(4) 計画の位置付け

① 上位計画・関連計画との関係

各務原市立地適正化計画（以下、「本計画」）は、まちづくりの基本的な方針を示す各務原市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」）の一部として位置付けられます。このため、総合計画、各務原都市計画区域マスタープランに即するとともに都市計画マスタープランで定める都市づくりの基本理念と目標及び将来都市構造の実現に向け、関連計画（特に地域公共交通網形成計画）と連携しながら、居住及び都市機能の誘導、公共交通の充実に関する方針を定めます。

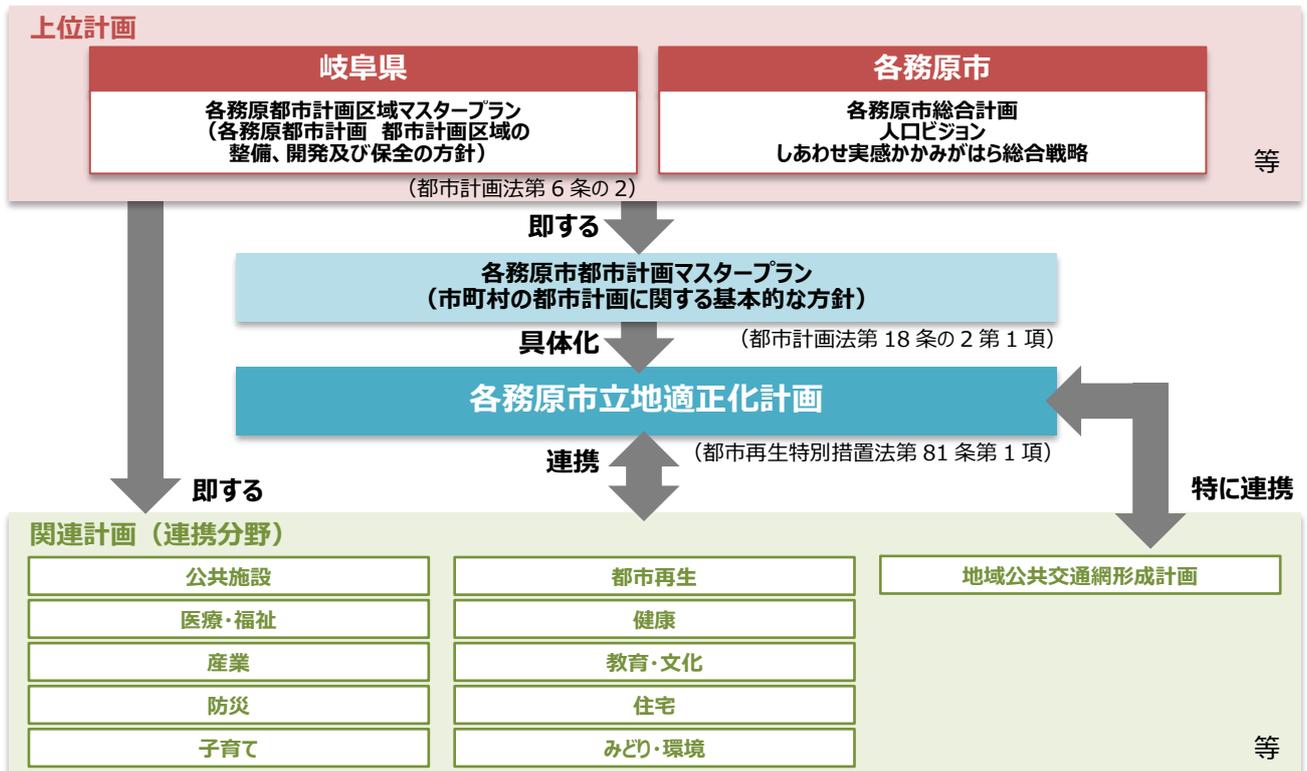


図1-3 本計画の位置付け

②持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、広域で統合的な取り組みです。

また、本計画は、持続可能なまちづくりを目指すものであり、特に目標11「住み続けられるまちづくり」の観点からSDGsの推進を図るものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（5）計画対象区域

本計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域（＝市全域：8,781ha）としますが、居住誘導区域及び都市機能誘導区域は市街化区域内に設定します。

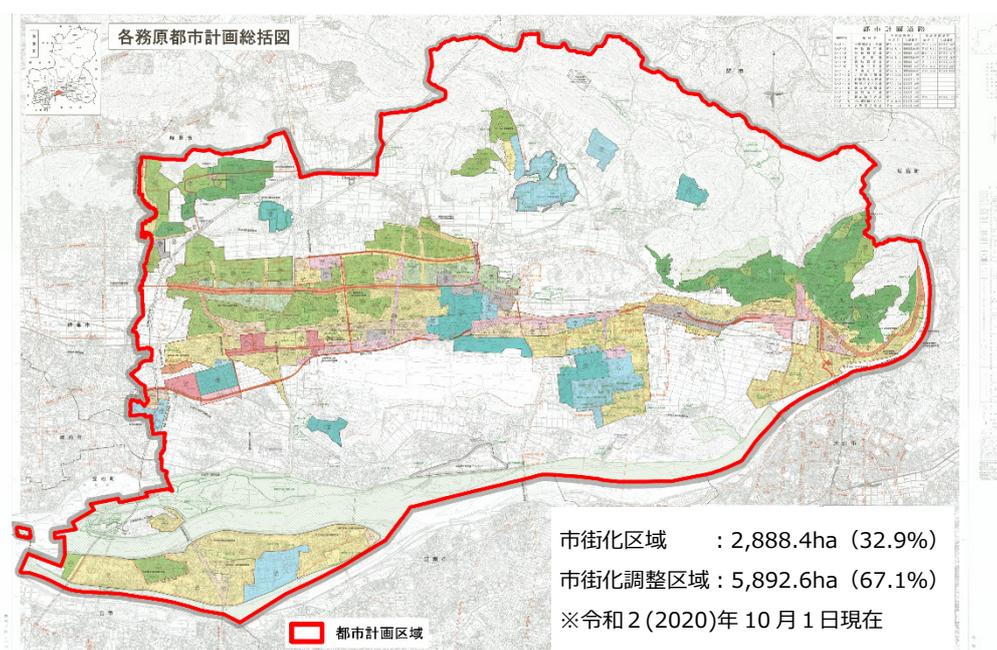


図1-4 本計画の対象区域

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を見据え令和23（2041）年度までとします。

また、おおむね5年ごとに評価指標の達成状況や、誘導施策の進行状況の評価・検証を実施するとともに、今後の社会情勢の変化や総合計画及び都市計画マスタープラン等の各種計画の改定の際には、整合を保ちながら必要に応じて見直します。

年 度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	...	R23 (2041)	
総合計画	基本構想	構想期間：10年										次期基本構想			
	基本計画	前期基本計画					後期基本計画					次期基本計画			
マスタープラン		計画期間：10年										次期計画			
形成計画		計画期間：10年										次期計画 (地域公共交通計画に改定)			
立地適正化計画										計画期間：20年					

図1-5 本計画の計画期間

(7) 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおり本市の現状や将来の見通しから導き出される課題を整理し、立地適正化計画の基本的な方針や都市構造について検討の上、居住誘導区域や都市機能誘導区域等の必要事項をとりまとめます。

表1-2 本計画の構成

1章. 立地適正化計画制度の概要	立地適正化計画制度や本計画の位置付け等を整理
2章. 上位計画・関連計画の整理	本計画の上位計画・関連計画の整理
3章. 都市構造上の課題	本市が抱える都市構造上の課題を整理
4章. 立地の適正化に関する基本的な方針	都市構造上の課題を踏まえた居住・都市機能、公共交通に関する方針を整理
5章. 居住誘導区域の設定	立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえた居住誘導区域を設定
6章. 都市機能誘導区域・誘導施設の設定	立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえた都市機能誘導区域を設定するとともに、区域内に誘導する誘導施設を設定
7章. 誘導施策の設定	居住及び都市機能を誘導する施策を整理
8章. 防災指針	都市の防災に関する機能の確保に向けた取組みの方針及び具体的な取組みを位置付け
9章. 評価指標	本計画の進捗を管理する評価指標を設定